

利田小学校 いじめ防止・対策計画

① いじめ いじめの問題に対する基本的な認識

- ・いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- ・全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童一人一人が十分に理解できるようにする。
- ・いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市町村、学校、地域、家庭、その他の関係者との連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

② いじめの問題に対する基本的な対応姿勢

- ・「弱いものをいじめることは、人間として絶対に許されない」との認識を強くもつことが重要である。
- ・いじめられている児童の立場に立った、親身な指導を行うことが大切である。
- ・いじめの問題は、教師の児童観や人権意識、指導の在り方が問われる問題であることを、教職員自身が絶えず自覚することが不可欠である。
- ・いじめは、家庭教育の在り方が大きな関わりを有している場合が多く、学校だけでなく、家庭はもちろん、地域、関係諸機関との連携の下、一体となって真剣に取り組むことが必要である。

③ いじめを許さない児童を育てるための4つの方針

- ・児童の自尊感情を育てる。
- ・児童のいじめに対する認識を深める。
- ・学級、学年、異学年集団等、様々な集団において望ましい人間関係をつくる。
- ・児童の手本となる教師自身が、日々の活動の実践を通して、人権感覚を磨くよう努める。

④ いじめ防止に向けての具体的な手立て

ア いじめを防ぐ日常的な取組を大切にする

〈学級経営〉

- ・児童が安心して生活できる、心の居場所となる学級をつくる。
- ・児童の一人一人のよさが発揮され、互いに認め合う望ましい友達関係を育む。
- ・一人一人の児童のよさを認め、声掛けや対話を通じた、教師と児童との温かい信頼関係をつくる。

〈授業〉

- ・充実感や達成感を味わうことができる「分かる授業」「学習を楽しむことができる授業」を行う。
- ・互いの見方や考えの異なりを認め、互いに学び合おうとする学習の場を設定する。

〈道徳〉

- ・「いのちの教育」「人権教育」を踏まえた、生命や思いやりを大切にする心を道徳や道徳的な活動を実践する。

〈特別活動〉

- ・いじめを考える時間（全校一斉道徳集会等）を設ける。
- ・達成感や感動を味わい、人間関係や心の深化を図る活動を企画し、実践、振り返りを行う。
- ・児童の自主性を重んじ、いじめを自分たちの問題として捉え、いじめを生まない学校にするための活動の推進を支える。

イ 家庭・保護者とのつながりを密にし、信頼関係を深める

- ・様々な場面で、いじめ防止等についての学校の考えや思いを発信し、「子供たちにとって何が大切か」という共通した思いで、児童に接することができるよう図る。
- ・保護者からの些細な相談にも、誠実に対応する。
児童の学校で頑張っている姿を、電話や連絡帳等を通して伝えるなど、日常的な情報交換を行う。

ウ いじめ防止・早期発見のための校内体制

○ 早期発見への意識づくりと体制づくり

- ・児童の様子を丁寧に観とる、教師の目を育む。些細な兆候であっても、いじめではないのかとの疑いをもって、早い段階で複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知するようにする。
- ・気になる姿への教師の言葉がけと、風通しのよい「報告・連絡・相談」体制をつくる。
- ・事実の共有化を図り、全教職員で見守り、対応できる体制をつくる。
- ・一部の子供の姿と捉えず、児童全体への指導を図る。

○ 速やかな初期対応の体制づくり

＊ 事実関係の正確な把握を行う

- ・いじめられた児童から、話を聴く。（受容と保護）
- ・周囲の子供や教職員から話を聴く。
- ・いじめた児童から、話を聴く。（事実確認）

＊ 対応方針を決定する

- ・関係係教職員による対策チームを編成する。
- ・情報の共有と具体的な見通しの共有を図る。
- ・保護者への連絡・対応を丁寧に行う。

○ 児童、保護者等関係者への誠実な対応

＊ いじめ解消への誠実な取組を進める。

- ・いじめられた児童へ、安全・安心を確保する対応を図る。
- ・いじめた児童へ、自省を促し、再発を防止する対応を図る。
- ・周囲の児童へ、いじめについての感覚の深化、いじめられた友達の心情への共感等の対応を図る。
- ・保護者へ、現状と対応への理解、本人の将来に向けての対策の共有等の対応を図る。

- ＊ 再発の防止に向けた丁寧な対応に取り組む
 - ・謝罪の場を設定する。
 - ・全校体制での見守りを行う。
 - ・指導の在り方の検証、学級経営の点検を行う。
 - ・学校体制の点検、改善を行う。

エ P T Aを含め、各種機関等との連携を図る

- ・必要に応じて、P T Aや地域との連携を図り、学校だけでなく地域全体で見守る体制の強化を図る。
- ・必要に応じて、各種専門家、専門機関（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、児童相談所、警察等）との連携を図り、児童への対応の在り方や、連携体制について指導・支援を受け、問題解決や再発防止に当たる。

オ 校内研修体制を整え、教師自身の人権感覚や指導力を高める

- ・終礼の際の「生徒指導情報交換の時間（週1度開催）」を活用し、気になる子供たちの姿について、全教職員で考え、見守る体制をつくる。
- ・風通しのよい「報告・連絡・相談」体制づくりを図るとともに、ティームティーチャングや出入り授業、縦割り清掃、集団登校等、児童の姿を様々な場面で捉えることができる体制を工夫する。
- ・校外での研修や、新聞、ニュース等で得た、人権やいじめに関する情報を終礼や職員会等で共有し、自分の学級や児童に置き換え、考える場を繰り返し設定する。
- ・「いじめ対応・対策委員会」を設置、定期的に情報交換や研修の機会を設け、教師自身の人権感覚や指導力を高めるように図る。